

移管契約第 13 条検討委員会諮問事項答申に関する対応

資料 4-1 に示される移管契約第 13 条検討委員会諮問事項答申を受理した上で、以下の通りの対応といたく、お諮りします。

(1) 答申別紙 1 に示される評価基準に関して

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条 (JPRS の責任) に定められた JPRS の責任事項に違反しているかを判断するための評価基準として、答申別紙 1 を採用する。

(2) 答申別紙 2 に示される、財務報告に対する助言に関して

答申別紙 2 に示される、財務報告に対する助言を踏まえ、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条 2 項に定める、JPRS の財務及び経理に関する報告について JPRS と協議を行う。

(3) 答申別紙 3 に示される人選基準、及び別紙 4 に示される候補者リストに関して

有識者評価委員会委員の人選基準として答申別紙 3 を採用する。また、別紙 4 に示される候補者リストから、以下の方針で人選を進める。

選定方針

- a) 答申別紙 3・人選基準を参照し、5 名を選出する
- b) 資質の中から、「 ICANN 活動・動向への理解」「技術的側面」「社会的側面」に関して順位を付けて候補を定める。順位の高い方から順に依頼を行い、本人が辞退された場合に順位が次の方をお願いする
- c) 評価基準に技術的なものが多いため、「技術的側面」からは 2 名を定め、「 ICANN 活動・動向への理解」と「社会的側面」から 3 名を定める
- d) 資質・領域のセグメントのバランスを考慮した上で、多様性の観点から分散が図れるように配慮する

上記 (1) (2) (3) に関する具体的な検討と調整をドメイン名担当理事に一任し、結果を理事会に付議する。

以上